

要綱（骨子）

第一

組織的な犯罪の共謀

一 1 又は2に掲げる罪に当たる行為で、団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われるものの遂行を共謀した者は、それぞれ1又は2に定める刑に処するものとする。ただし、実行に着手する前に自首した者は、その刑を減輕し、又は免除するものとする。

1 死刑又は無期若しくは長期十年を超える懲役若しくは禁錮の刑が定められている罪 五年以下の懲役又は禁錮

2 長期四年以上十年以下の懲役又は禁錮の刑が定められている罪 二年以下の懲役又は禁錮

二 一 1 又は2に掲げる罪に当たる行為で、団体に不正權益を得させ、又は団体の不正權益を維持し、若しくは拡大する目的で行われるものの遂行を共謀した者も、一と同様とすること。

第二 証人等買収

一 1 又は2に掲げる罪に係る自己又は他人の刑事事件に関し、証言をしないこと、若しくは虚偽の証言をすること、又は証拠を隠滅すること、若しくは偽造若しくは

は変造すること、若しくは偽造若しくは変造の証拠を使用することの報酬として、金銭その他の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処するものとする。

1 「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約（仮称）」（以下「条約」という。）第五条、第六条、第八条又は第二十三条に規定する犯罪化義務に対応する罰則に定める罪

2 死刑又は無期若しくは長期四年以上の懲役若しくは禁錮の刑が定められている罪（1に掲げるものを除く。）

二 1 又は2に掲げる罪に当たる行為が、団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われた場合、又は団体に不正権益を得させ、若しくは団体の不正権益を維持し、若しくは拡大する目的で行われた場合において、その罪に係る自己又は他人の刑事事件に関し、一の罪に当たる行為をした者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処するものとする。

第三 犯罪収益規制等

一 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（以下「組織的犯罪処罰法」という。）第二条第二項第一号に規定する犯罪収益の前提犯罪に、1及び2に掲げる罪（現行組織的犯罪処罰法の別表に掲げるものを除く。）を加えるものとする。

1 条約第五条、第八条又は第二十三条に規定する犯罪化義務に対応する罰則に定める罪

2 死刑又は無期若しくは長期四年以上の懲役若しくは禁錮の刑が定められている罪（1に掲げるものを除く。）

二 組織的犯罪処罰法第二条第二項に規定する犯罪収益に、次の財産を加えるものとする。

1 第一に規定する罪を犯した者が、その共謀に係る犯罪の実行のための資金として使用する目的で取得した財産

2 第二に規定する罪の犯罪行為により供与された財産

三 組織的犯罪処罰法第四章第一節に規定する没収保全の対象に、犯罪行為を組成した物又は犯罪行為の用に供し、若しくは供しようとした物を加えるものとする。

第四 国外犯処罰

贈賄罪（刑法第百九十八条）につき国民の国外犯を処罰するものとするほか、所要の国外犯処罰規定を整備するものとする。

（注） 第一及び第二において、「団体」「団体の活動」「組織」及び「不正権益」の

用語の意義は、組織的犯罪処罰法におけると同様である。